

## 深夜における酒類提供飲食店営業の開始届 必要書類

### ●個人経営の場合

- 1 深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書（第47号様式）※記載例参照
- 2 営業の方法（第48号様式）※記載例参照
- 3 住民票（本籍地入りのもの）
- 4 地域証明書（市町村発行のもの）
- 5 保健所発行の飲食店営業許可証の写し
- 6 営業所の平面図※記載例参照  
(寸法等を図面に記載した上、客室面積・営業所面積等を算出した計算式を記載すること)
- 7 営業所の照明の位置図※記載例参照  
(照明の設備の種類・仕様・台数・設置位置が分かる見取図)

### ●法人経営の場合に追加する書類

- 8 会社の定款
- 9 登記事項証明書
- 10 各役員の住民票（本籍地入りのもの）

### 注 意 事 項

- 営業開始の10日前までに提出して下さい。
- お酌やデュエット等の行為は「接待行為」となり、接待行為をする営業は風俗営業の許可を取得する必要があります。深夜における酒類提供飲食店の開始届出では、接待行為はできません。
- 住所地や営業所所在地は、住民票や飲食店営業許可証（保健所発行）どおりに正確に記載をお願いします。  
(○丁目○番○号○○ビル○階○号室等と記載し、通称名を用いたり、○一〇一〇などと省略して記載しないようお願いします。)

※ 記載する前に別紙の記載要領をご確認ください！

別記様式第47号（第103条関係）

※ 受理 年月日	※ 受理 番号
-------------	------------

深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第33条第1項の規定により届出をします。

(1) 年 月 日

大分県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

(2) 大分県〇〇市大字〇〇123番地  
大分 太郎

(ふりがな) 氏名又は名称	おおいた たろう <b>(3)</b>			
住 所	〒 (000-0000) 大分県〇〇市大字〇〇123番地 <b>(4)</b> ( 000 ) 000 局 0000 番			
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名	<b>(5)</b>			
(ふりがな) 営業所の名称	おおいた スナック大分			
営業所の所在地	〒 (000-0000) 大分県〇〇市〇〇町4丁目5番6号 △△ビル2階 <b>(6)</b> ( 000 ) 000 局 0000 番			
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造	鉄筋コンクリート造地上5階建 <b>(7)</b>		
	建物内の営業所の位置	地上2階の一部 <b>(8)</b>		
	客室数 <b>(9)</b>	1 室	営業所の床面積	54.20 m <sup>2</sup>
	客室の総床面積 <b>(10)</b>	35.00 m <sup>2</sup>	各客室の総床面積	35.00 m <sup>2</sup>
	照明設備 <b>(11)</b>	客室の天井に40Wのダウンライト8基、客室の壁面に40Wのブラケットライト2基、60Wのブラケットライト4基、カウンター上の天井に100Wのスポットライト3基、トイレ及び調理場の天井に40Wの蛍光灯をそれぞれ2基取り付ける。(位置等については、別紙に記載。)		
	音響設備 <b>(12)</b>	〇〇社製のカラオケ装置1台(商品名〇〇、据え置き式、アンプの最大出力〇〇ワット、フロアーモードスピーカー2基)を設置する。(位置等については、別紙に記載)		
	防音設備 <b>(13)</b>	営業所の全ての壁に厚さ10cmのグラスウールの防音材を入れる。また、営業所の出入口にある壁の窓ガラスを二重サッシ(サッシの間隔は8cm)にする。(窓の位置等については、別紙に記載)		
	その他	営業所の出入口は1箇所のみである。		

## 別記様式第48号（第103条関係）

営業の方法			
営業所の名称	スナック大分		
営業所の所在地	〇〇市〇〇町4丁目5番6号 △△ビル2階		
営業時間	午前 午後	8時00分から	午前 午後 3時00分まで
(14) 18歳未満の者を従業者として使用すること	<input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない <p>①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に） <b>営業開始から午後9時まで、食器の片づけ及び洗い場において食器洗いに従事させる。</b></p>		
(15) 18歳未満の者を客として立ち入らせること	<input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない <p>①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法 <b>身分証明書等により年齢確認を行い、18歳未満の者が保護者の同伴なく立ち入ろうとした場合は、入店をお断わりする。</b></p>		
(16) 飲食物（酒類を除く。）の提供	<input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない <p>①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 <b>焼き鳥、おでん、煮物等を客の注文に応じて調理して提供する。 乾き物を客の注文に応じて提供する。</b></p>		
(17) 酒類の提供	<p>提供する酒類の種類及び提供の方法 <b>提供する酒類は、ビール、ウイスキー、焼酎、日本酒等。提供の方法は、客の求めに応じ、カウンターやテーブルに提供する。</b></p> <p>20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 <b>不審であれば必ず年齢確認を行い、20歳未満の者へは酒類を提供しない。</b></p>		
(18) 客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容	<p>カラオケ設備の採点機能を用いてカラオケ大会を行う。</p> <p>注 カラオケ大会をする場合は、午前0時を超えると「特定遊興飲食店営業」の許可が必要です。</p>	
(19) 当該営業所において他の営業を兼業すること	時間帯	午前 午後 8時00分から	午前 午後 9時00分まで
	<input checked="" type="checkbox"/> ①する <input type="checkbox"/> ②しない <p>①の場合：当該兼業する営業の内容 <b>昼食時間帯に定食（カレーライス等）を提供する営業</b></p>		

別紙

【記載要領】

1. 「深夜における酒類提供飲食店営業開始届出書」別記様式第47号（第103条関係）

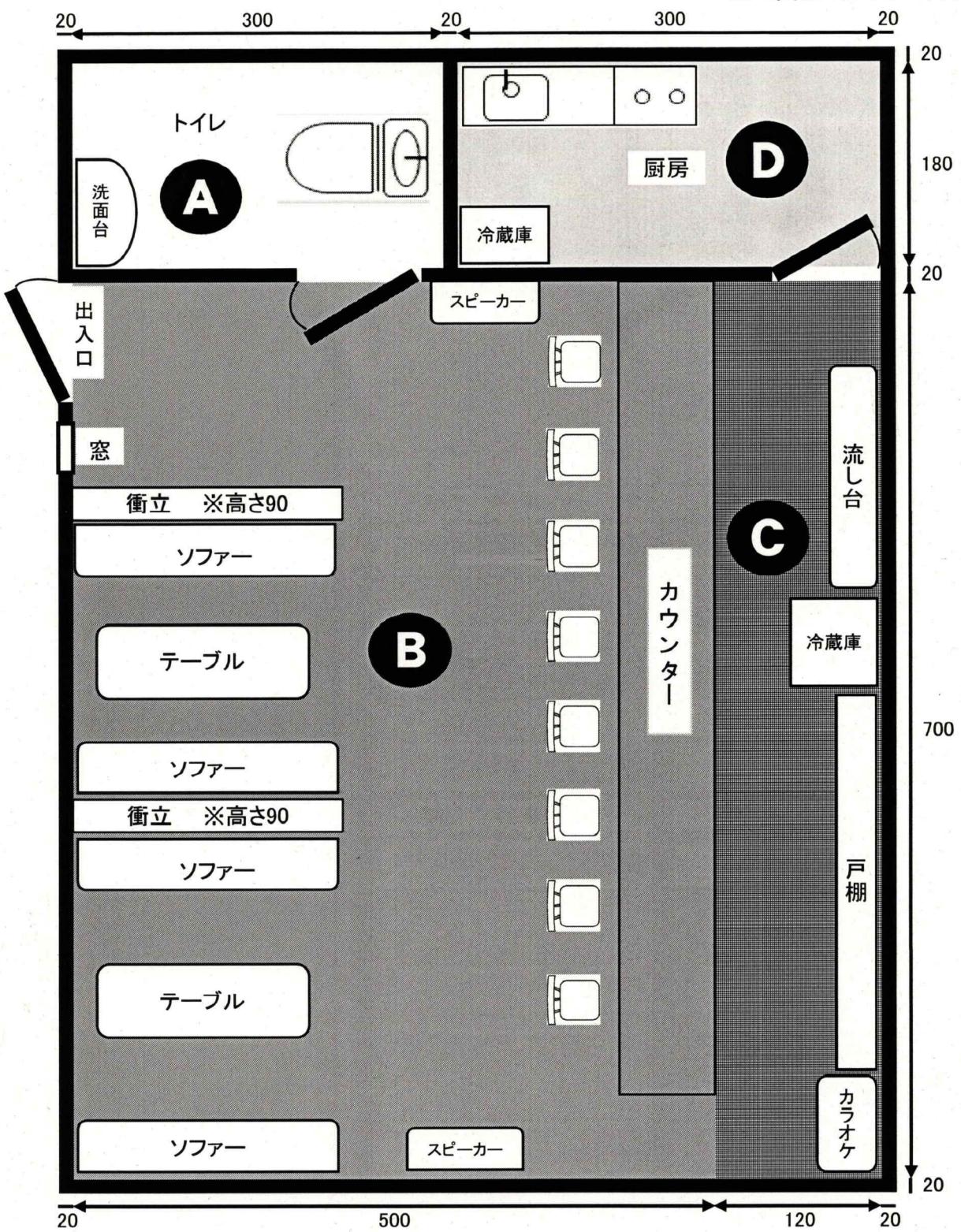
- ① 届出年月日は記載しないでください。  
※ 届出年月日は、警察署に提出する日付けを記載してもらいますので、空欄のまま警察署に持参してください。
- ② 営業を行う者の住所又は所在地・氏名又は名称を記載してください。  
※ 記名でも構いません。  
※ 委任状がある場合でも、受任者ではなく委任者（営業を行う者）の住所又は所在地・氏名又は名称を記載してください。
- ③ 「氏名又は名称」欄は、個人の場合は住民票どおり、法人の場合は登記事項証明書のとおりに記載してください。
- ④ 「住所」欄は、個人の場合は住民票どおり、法人の場合は登記事項証明書の所在地のとおり記載してください。
- ⑤ 「法人にあっては、その代表者の氏名」欄は、個人の場合は記載不要。法人の場合は、法人代表者の氏名を住民票どおりに記載してください。
- ⑥ 「営業所の所在地」欄は、食品衛生法の飲食店営業許可証（保健所発行）のとおり記載してください。
- ⑦ 「建物の構造」欄は、木造家屋の場合は平屋建又は2階建等の別、木造以外の家屋の場合は鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載してください。
- ⑧ 「建物内の営業所の位置」欄は、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載してください。
- ⑨ 「各床面積」欄は、内のりで計算し、小数点第2位まで記載してください。  
※ 1室の場合は広さに制限はありませんが、2室以上ある場合は、1つの部屋の広さが9.5m<sup>2</sup>以上なければなりません。
- ⑩ 「照明設備」欄は、照明設備の種類、仕様、基数、設置位置等を記載してください。設置位置は図面で示すのが良いでしょう。規制範囲内の明るさで、自由に明るさを変更できるスライダックス等の設置がある場合は、変更できる範囲を記載してください。
- ⑪ 「音響設備」欄は、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載してください。当該設備が固定式か移動可能かの別も記載してください。
- ⑫ 「防音設備」欄は、防音設備の種類、仕様等を記載してください。音響設備がない場合や境界線まで距離がある場合には、防音設備の記載は必要ありません。
- ⑬ 「その他」欄は、出入口の数、間仕切りの位置及び数、装飾その他の設備の概要等を記載してください。

2. 「営業の方法」別記様式第48号（第103条関係）

- ⑭ 「18歳未満の者を従業者として使用すること」欄について、午後10時以降に18歳未満の者を客に接する業務に従事させることはできません。
- ⑮ 「18歳未満の者を客として立ち入らせること」欄について、午後10時以降に保護者が同伴していない18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることはできません。
- ⑯ 「飲食物（酒類を除く。）の提供」欄の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄は、営業において提供する飲食物（種類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載してください。
- ⑰ 「酒類の提供」欄の「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄は、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載してください。
- ⑱ 「客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯」欄の「遊興の内容」欄は、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載されること。「時間帯」欄については、午前0時を超えると特定遊興飲食店営業の許可が必要な場合があるので、注意してください。
- ⑲ 「当該営業所において他の営業を兼業すること」欄は、同一営業所で行っている他の営業内容を記載してください。

# スナック大分 平面図

※ 単位:センチメートル



営業所面積

$$[ A \square + B \blacksquare + C \blacksquare + D \square ]$$

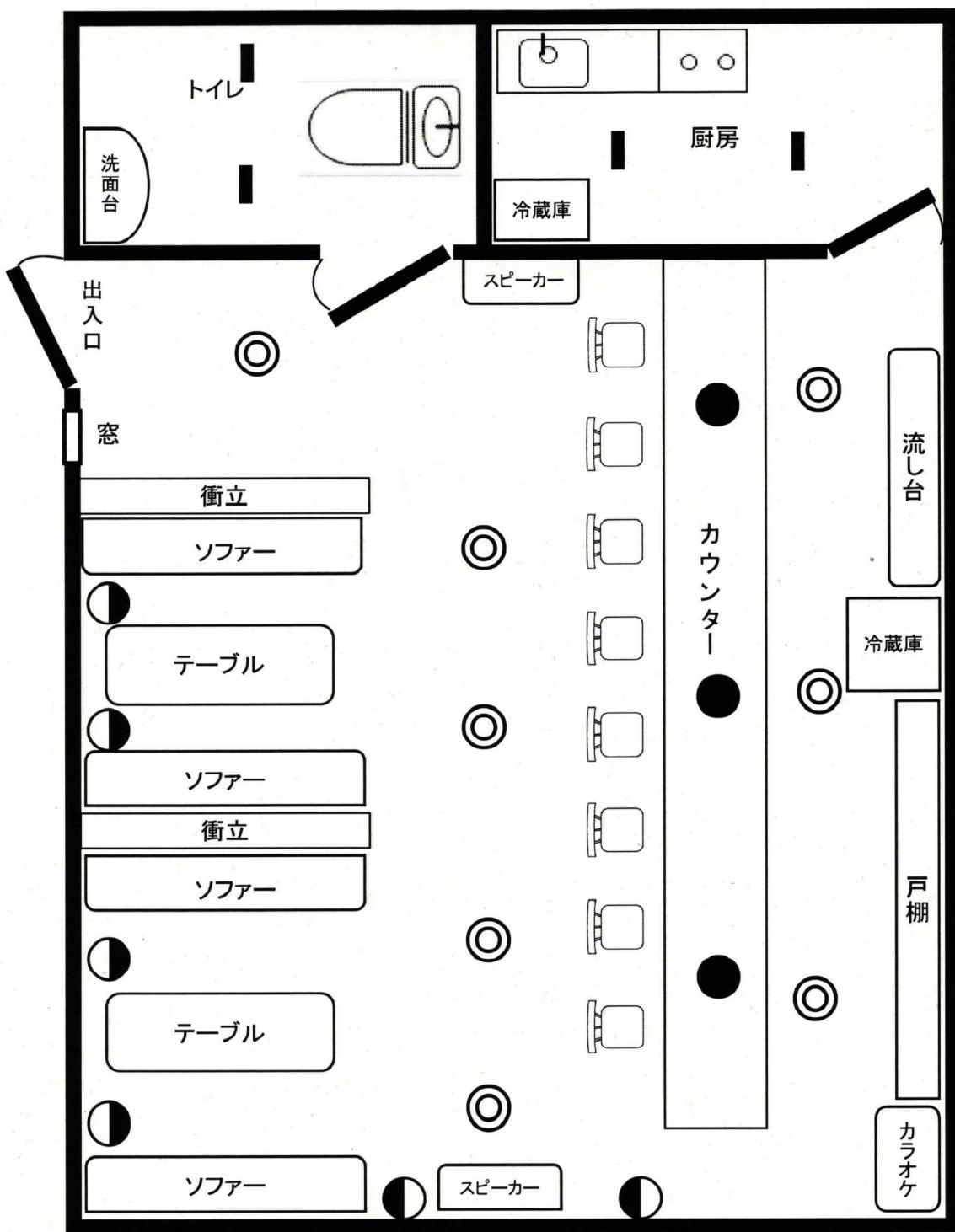
$$A(3m \times 1.8m) + B(5m \times 7m) + C(1.2m \times 7m) + D(3m \times 1.8m) = 54.20m^2$$

客室面積

$$[ B \blacksquare ]$$

$$B(5m \times 7m) = 35.00m^2$$

## スナック大分 照明の位置図



凡例

- ~ダウンライト (40W) (計8基)
- ~ブラケットライト (40W) (計2基)
- ~ブラケットライト (60W) (計4基)
- ~スポットライト (100W) (計3基)
- ~蛍光灯 (40W) (計4基)